15	⑴　秋田県大仙市協和峰吉川字半仙64―18　(51.40) ⑵　秋田県大仙市刈和野字愛宕下１―４　(60.80)	北緯39度33分03秒東経140度21分31秒の地点と北緯39度32分44秒東経140度22分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
16	⑴　秋田県にかほ市院内字滝尻２―１　(317.50) ⑵　秋田県にかほ市象潟町字沖の田８―１　(41.80)	北緯39度16分23秒東経139度59分19秒の地点と北緯39度13分35秒東経139度55分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度12分55秒東経139度55分06秒の地点と北緯39度12分28秒東経139度54分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
17	⑴　秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱27―34　(102.80) ⑵　秋田県秋田市河辺三内字上野52―１　(107.20)	北緯39度37分41秒東経140度11分35秒の地点と北緯39度39分17秒東経140度13分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度39分21秒東経140度13分46秒の地点と北緯39度41分18秒東経140度16分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
18	⑴　秋田県由利本荘市中館字上沢182―２　(102.10) ⑵　秋田県由利本荘市中帳字猿田60―１　(182.80)	北緯39度25分56秒東経140度05分26秒の地点と北緯39度26分39秒東経140度07分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度26分48秒東経140度07分48秒の地点と北緯39度27分52秒東経140度10分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
19	⑴　秋田県横手市増田町増田字館花278　(144.80) ⑵　秋田県湯沢市三梨町字羽竜471―１　(185.80)	北緯39度11分46秒東経140度33分04秒の地点と北緯39度08分10秒東経140度33分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
20	⑴　秋田県秋田市大町４―２―39　(75.30) ⑵　秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱27―34　(102.70)	北緯39度42分57秒東経140度06分58秒の地点と北緯39度42分02秒東経140度07分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度42分01秒東経140度07分43秒の地点と北緯39度39分46秒東経140度09分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度39分44秒東経140度09分35秒の地点と北緯39度37分31秒東経140度11分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
21	⑴　宮城県気仙沼市河原田２―102―２　(66.40) ⑵　宮城県気仙沼市大向223　(71.40)	北緯38度54分05秒東経141度34分26秒の地点と北緯38度52分59秒東経141度35分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯38度52分17秒東経141度36分08秒の地点と北緯38度52分12秒東経141度36分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯38度52分05秒東経141度36分19秒の地点と北緯38度52分00秒東経141度36分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度51分52秒東経141度36分31秒の地点と北緯38度51分40秒東経141度36分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
22	⑴　宮城県伊具郡丸森町字松１(566.40) ⑵　宮城県白石市福岡深谷字三住32―２　(500.00)	北緯37度54分43秒東経140度42分45秒の地点と北緯38度04分13秒東経140度34分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
23	⑴　宮城県角田市角田字中島下375　(55.60) ⑵　宮城県伊具郡丸森町大内字青葉下16―１　(134.70)	北緯37度57分54秒東経140度47分52秒の地点と北緯37度51分30秒東経140度49分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度51分21秒東経140度49分43秒の地点と北緯37度50分26秒東経140度49分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
24	⑴　福島県会津若松市栄町２―４　(278.30) ⑵　福島県会津若松市北会津町三本松字上大川向21　(254.90)	北緯37度29分47秒東経139度55分47秒の地点と北緯37度28分47秒東経139度54分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
25	⑴　福島県二本松市若宮２―163―１　(254.10) ⑵　福島県二本松市戸沢字大六天１―１　(525.40)	北緯37度35分22秒東経140度25分44秒の地点と北緯37度33分25秒東経140度35分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
26	⑴　福島県福島市吉倉字名倉29―１　(170.30) ⑵　福島県福島市飯野町青木字石高山４―23　(517.00)	北緯37度44分35秒東経140度26分38秒の地点と北緯37度42分45秒東経140度32分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
27	⑴　福島県須賀川市狸森字田代３　(552.40) ⑵　福島県石川郡平田村大字中倉字永沢139　(530.50)	北緯37度13分33秒東経140度28分04秒の地点と北緯37度13分25秒東経140度28分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯37度13分24秒東経140度28分18秒の地点と北緯37度11分45秒東経140度30分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度11分45秒東経140度30分49秒の地点と北緯37度11分29秒東経140度31分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
28	⑴　東京都大田区下丸子３―１―15　(74.80) ⑵　東京都大田区西六郷４―13―７　(31.90)	北緯35度34分16秒東経139度41分15秒の地点と北緯35度33分14秒東経139度41分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
29	⑴　東京都北区西が丘３―６―６　(125.80) ⑵　東京都足立区扇３―13―12　(30.40)	北緯35度45分56秒東経139度42分42秒の地点と北緯35度46分06秒東経139度45分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
30	⑴　東京都立川市曙町３―18―55　(165.50) ⑵　東京都日野市多摩平７―23―１　(118.70)	北緯35度42分01秒東経139度25分26秒の地点と北緯35度40分29秒東経139度23分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域